



2014 年 3 月 27 日

弊社提訴の裁判に関するご報告

「エアムーヴ」の販売差止、同商標の使用禁止等請求事件

平成 25 年 3 月 18 日付けで弊社が山甚物産株式会社及び株式会社アステールおかむらを相手方として名古屋地方裁判所に提訴しました「エアムーヴ」の販売差止、同商標の使用差止等請求事件につき、平成 26 年 3 月 19 日、同裁判所において和解が成立いたしましたので、ご報告申し上げます。

その結果、山甚物産株式会社は、平成 26 年 6 月 30 日までに、商品名「エアムーヴ」の販売を終了し、それ以降も「エアムーヴ」の標章を付した商品の販売、引渡し、広告、展示等を行わないことで合意しました。

当社製品「エアウィーヴ」と山甚物産株式会社の「エアムーヴ」とは、これまでも、また今後とも、お互いに一切の関係がございませんので、消費者の皆様におかれましては、その旨誤解なされませぬよう、お願い申し上げます。

株式会社エアウィーヴ

代表取締役社長 高岡 本州